

<対策のポイント>

家畜伝染病予防法に基づき、CSFワクチンの接種及び消毒の徹底等によりCSFの発生予防及びまん延防止を図ります。

<政策目標>

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止

<事業の内容>

<事業イメージ>

家畜伝染病予防費負担金

家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う

- ① 検査等に必要な資材費、薬品費
- ② CSFワクチンの購入費、接種に要する資材費
- ③ 消毒ポイントの運営など消毒に要した経費
- ④ 家畜の伝染性疾病的まん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費
- ⑤ 移動制限等による農場の売上げの減少額等に相当する額

等の全部又は一部について国が負担します。

<事業の流れ>

